

「ファッションショー」映像著作権侵害損害賠償請求事件：東京地裁平成24(ワ)16694・平成25年7月19日（民29部）判決<請求棄却>

【キーワード】

ファッションショー，実演，思想・感情の創作的表現，背景映像，テレビ番組（NHK）

【事案の概要】

本件は，原告らが，被告日本放送協会（以下「被告NHK」という。）は，被告株式会社ワグ（以下「被告ワグ」という。）従業員を介して，原告らの開催したファッションショーの映像の提供を受け，上記映像の一部である別紙映像目録記載の映像（以下「本件映像部分」という。）をそのテレビ番組において放送し，これにより，原告有限会社マックスアヴェール（以下「原告会社」という。）の著作権（公衆送信権）及び著作隣接権（放送権）並びに原告A（以下「原告A」という。）の著作者及び実演家として的人格権（氏名表示権）を侵害したと主張し，被告らに対し，著作権，著作隣接権，著作者人格権及び実演家人格権侵害の共同不法行為責任（被告ワグについては使用者責任）に基づく損害賠償として，原告会社につき943万4790円，原告Aにつき110万円（附帯請求として，これらに対する平成21年6月12日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金）の連帯支払を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実以外は，証拠等を末尾に記載する。）

(1) 当事者等

ア 原告会社は，イベント等の企画制作コンサルティング業務等を目的とする株式会社であり，原告Aは，原告会社との間で，イベントの企画運営等を受託していた者である（弁論の全趣旨）。

イ 被告NHKは，放送法の規定に基づき設立された放送事業者である。

ウ 被告ワグは，合同会社FOREVER21 JAPANロジスティックスの保有ブランドである「Forever21」の日本におけるプロモーション代理店であり，B（以下「被告ワグ担当者」という。）は被告ワグの従業員である。

(2) 本件ファッションショーの開催

ア 原告らは，平成21年6月6日，東京都港区六本木所在の六本木ヒルズ52階において，「Forever21」の衣装等を使用したファッションショー（以下「本件ファッションショー」という。）を開催した（甲13，弁論の全趣旨）。

イ 株式会社JFCCは，原告らの許諾を得て，本件ファッションショーを撮影し，その運営する専門テレビチャンネルである「fashion TV」において上記映像を放送した（乙3，丙1，弁論の全趣旨）。

(3) 本件番組の放送

ア 被告NHKは、平成21年6月12日午後7時30分から同日午後7時55分までにおいて、テレビ番組「特報首都圏」「“激安”ファストファッション～グローバル企業が狙うニッポン～」(以下「本件番組」という。)を放送した(甲1)。

イ(ア) 本件番組中には、合計約40秒間にわたり、本件ファッションショーの映像を使用した部分(本件映像部分)がある(甲1)。

(イ) 本件映像部分は、別紙映像目録記載1(1)ないし(4)の各場面及び同記載2(1)ないし(6)の各場面(以下、それぞれ「場面1(1)」などという。)から構成されており、上記各場面は、同目録添付の各写真の映像を含むものである(甲1)。なお、場面1(1)、2(1)及び2(4)、場面1(2)及び2(3)、場面1(3)及び2(2)、場面1(4)及び2(6)は、それぞれ、同一の場面の映像である(甲1)(以下、場面1(1)、2(1)及び2(4)を「I l i n e 1 着目」、場面1(2)及び2(3)を「A n n a 2 着目」、場面1(3)及び2(2)を「A n n a 1 着目」、場面1(4)及び2(6)を「I z a b e l l a 2 着目」、場面2(5)を「T a m r a 2 着目」ということがある。)

ウ 本件映像部分は、株式会社J F C Cが上記(2)イのとおり撮影した映像の一部であり、被告NHKが株式会社J F C Cから映像データの提供を受けたものである(乙3)。

2 争点

- (1) 著作権、著作隣接権及び著作者人格権侵害の成否
- (2) 原告らの損害額

【判 断】

1 争点(1)(著作権、著作隣接権及び著作者人格権侵害の成否)

(1)ア 著作権法は、著作権の対象である著作物の意義について、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」(著作権法2条1項1号)と規定しているのであって、当該作品等に思想又は感情が創作的に表現されている場合には、当該作品等は著作物に該当するものとして同法による保護の対象となる一方、思想、感情若しくはアイデアなど表現それ自体ではないもの又は表現上の創作性がないものについては、著作物に該当せず、同法による保護の対象とはならない。そして、当該作品等が「創作的」に表現されたものであるというためには、厳密な意味での作成者の独創性が表現として表れていることまでを要するものではないが、作成者の何らかの個性が表現として表れていることを要するものであって、表現が平凡かつありふれたものである場合には、作成者の個性が表現されたものとはいえず、「創作的」な表現ということとはできないというべきである。

イ また、著作権侵害を主張するためには、当該作品等の全体において上記意味における表現上の創作性があるのみでは足りず、侵害を主張する部分に思想

又は感情の創作的表現があり、当該部分が著作物性を有することが必要となる。

本件において、原告らは、本件映像部分の放送により、本件ファッションショーの①個々のモデルに施された化粧や髪型のスタイリング、②着用する衣服の選択及び相互のコーディネート、③装着させるアクセサリーの選択及び相互のコーディネート、④舞台上の一定の位置で決めるポーズの振り付け、⑤舞台上の一定の位置で衣服を脱ぐ動作の振り付け、⑥これら化粧、衣服、アクセサリー、ポーズ及び動作のコーディネート、⑦モデルの出演順序及び背景に流される映像に係る著作権が侵害された旨主張するものであるから、上記①～⑦の各要素のうち、本件映像部分に表れているものについて、侵害を主張する趣旨であると解される。したがって、上記①～⑦の各要素のうち、本件映像部分に表れているものについて、著作物性が認められることが必要となる。

ウ 原告らがどのような権利につき侵害を主張する趣旨であるかについては明確ではない点があるが、本件番組の放送により、原告会社の著作権（公衆送信権・著作権法23条1項）及び著作隣接権（放送権・同法92条1項）（いずれも、原告会社が原告Aから譲渡を受けたと主張するもの。）並びに原告Aの著作者及び実演家としての氏名表示権（著作者としての氏名表示権につき同法19条1項、実演家としての氏名表示権につき同法90条の2第1項）が侵害されたと主張する趣旨であると解される。このうち、公衆送信権侵害が認められるためには、「その著作物について」公衆送信が行われることを要するのであるから（同法23条1項）、上記公衆送信は、当該著作物の創作的表現を感得できる態様で行われていることを要するものと解するのが相当である。そして、当該著作物の創作的表現を感得できない態様で公衆送信が行われている場合には、当該著作物について公衆送信が行われていると評価することができないとともに、「その著作物の公衆への提供若しくは提示」（同法19条1項）がされているものと評価することもできないから、公衆送信権侵害及び著作者としての氏名表示権の侵害は、いずれも認められないものというべきである。

エ 以上を前提に、まず、公衆送信権及び著作者としての氏名表示権の侵害の成否について検討する。

(2) 公衆送信権（著作権法23条1項）、氏名表示権（同法19条1項）侵害の成否

ア ①個々のモデルに施された化粧や髪型のスタイリングについて

(ア) 本件映像部分の各場面におけるモデルの化粧及び髪型は、別紙映像目録添付の各写真のとおりであり、「I l i n e 1 着目」は下ろした髪全体を後ろに流した髪型、「A n n a 1 着目」及び「A n n a 2 着目」は緩やかにカールを付けた髪を下ろした髪型、「I z a b e l l a 2 着目」は耳上の髪をまとめ、耳下の髪にカールを付けて下ろした髪型、「T a m r a 2 着目」は全体に強めにカールを付けて下ろした髪型であり、また、いずれのモデルにも、アイシャドーやアイライン、口紅等を用いて華やかな化粧が施されているものということができる。

(イ) しかし、上記化粧及び髪型は、いずれも一般的なものというべきであり、作成者の個性が創作的に表現されているものとは認め難い。

また、本件映像部分における各場面は、約2秒ないし9秒間のごく短いものである上、動くモデルを様々な角度から撮影したものであることから、各モデルの顔及び髪型が映る時間は極めて短いものであるということが出来る。これに加えて、本件映像部分は、暗い室内において、局所的に強い照明を当てながら撮影されたものであるため、本件映像部分から、各モデルの化粧及び髪型の細部を見て取ることは困難であるというべきであり、原告らが主張するような、細部におけるアイラインの引き方やまつ毛の流し方、目元、唇等における微妙な色の工夫等（甲4～甲7）を看取することはできないものである。そうすると、仮にこれらの点に創作性が認められるとしても、本件映像部分において、上記創作的表現を感得できる態様で公衆送信が行われているものとは認められない。

(ウ) したがって、これらの点には著作物性がなく、また、仮に著作物性が認められる点があるとしても、これが本件映像部分において公衆送信されているものとは認められない。

イ ②着用する衣服の選択及び相互のコーディネート、③装着させるアクセサリ-の選択及び相互のコーディネートについて

(ア) 本件映像部分の各場面におけるモデルの衣服、アクセサリ-等は別紙映像目録添付の各写真のとおりであり、①「I l i n e 1 着目」として黒のレース素材のトップス、豹柄のスカート、黒のベルト、紫色の輪状の耳飾り及び黒のヘッドドレスの組み合わせが、②「A n n a 2 着目」として白地に黒の水玉模様のワンピースに黒のベルト、パールネックレス、ピンクと黒のヘッドドレスの組み合わせが、③「A n n a 1 着目」として緑色のワンピース、銀色の腕輪、黒のヘッドドレスの組み合わせが、④「I z a b e l l a 2 着目」として黒のワンピースと黒のヘッドドレスの組み合わせが、⑤「T a m r a 2 着目」として黒の毛皮のコート、紫色のトップス、黒のスカート、紫色のバッグ、ヘッドドレスの組み合わせがなされていることが認められる。

(イ) しかし、上記衣服及びアクセサリ-は、いずれも既製品であり、かつ、そのほとんどは「F o r e v e r 2 1」の商品であって（甲2ないし7）、大量販売が予定されているものということができるところ、このような衣服及びアクセサリ-については、消費者がこれを適宜選択して様々な組み合わせ、身に着けることが当然に予定されているものというべきである。そうすると、このような衣服又はアクセサリ-の選択及び組み合わせについては、通常考えられるところと著しく異なる特殊な組み合わせ方であるなど、組み合わせを行った者の独自の個性の表れとみることのできるような特殊又は特徴的な点がない限り、ありふれたものであり創作性がないものと解するのが相当である。

(ウ) 本件映像部分に表れた上記衣服及びアクセサリーの選択及び組み合わせ方に、上記のような特殊又は特徴的な点を認めることはできないから、これらの点に創作性は認められず、著作物性は認められない。

ウ ④舞台上の一定の位置で決めるポーズの振り付け、⑤舞台上の一定の位置で衣服を脱ぐ動作の振り付けについて

(ア) 本件映像部分において、「I l i n e 1 着目」では、モデルが手を前後に大きく振りながら歩き、立ち止まって両手を腰に当てた上で、腰を向かって左、右（向かって左、右を指す。以下同じ。）の順にゆっくりと大きくひねる様子（ただし、場面1(1)では手を前後に振る様子は映っておらず、腰をひねる様子も、その一部が映っているにとどまる。）が、「A n n a 2 着目」では、モデルがゆっくりと前方に歩く様子が、「A n n a 1 着目」では、場面1(3)においてモデルが両手を腰に当てて歩き、立ち止まって、手を腰に当てたまま、肩を揺らす様子が、場面2(2)においてモデルが腕を下ろして揺らしながら歩き、やや斜め前方を向いて立ち止まって、左右に向きを変えながら肩と下ろした腕を揺らす様子が、「I z a b e l l a 2 着目」では、モデルが左手に持った紙袋から右手で中身を出し、左手に移し替えた上、右の手の平を広げて耳に当て、さらに、体の横で両手の平を上に向けて観客をあおるようなそぶりをした上、左手に持っていた物を右手で投げる様子が、「T a m r a 2 着目」では、モデルが両手を腰の高い位置に当てて歩き、立ち止まって体をひねった後、後ろを向き、歩きながら毛皮のコートを脱ぐ様子が映っていることが認められる。

(イ) 各モデルの上記ポーズ又は動作は、ファッションショーにおけるモデルのポーズ又は動作として特段目新しいものではないというべきであり、上記ポーズ又は動作において、作成者の個性が表現として表れているものとは認められない。したがって、これらのポーズ又は動作の振り付けに著作物性は認められない。

エ ⑥化粧、衣服、アクセサリー、ポーズ及び動作のコーディネートについて

前記①ないし⑤の点がいずれもありふれたものであって創作性が認められず、又は創作的表現を感得できる態様で公衆送信が行われているものと認められないことは前述のとおりであるところ、これらの各要素が組み合わされることにより、作成者の個性の表出というべきような新たな印象が生み出されているものとは認められないから、前記①ないし⑤の点の組み合わせに著作物性を認めることはできない。

オ ⑦モデルの出演順序及び背景に流される映像について

(ア) 証拠(甲2)によれば、本件ファッションショーには合計8名のモデルが、それぞれ2着ないし3着(合計20通り)の衣装を身に着けて出演したものであることが認められる。

上記出演順序は、モデルの着替え時間やギフト配布のタイミング等の便宜的な要素を考慮して決定されたものであるとされるところ、上記出演順序

が、ドレスの順序（モノトーンの次は明るい色彩に、その次はシックに、その後は再びカラフルに等）も考慮して決定されたものであるとされることを考慮しても、上記出演順序に、思想又は感情が創作的に表現されているものとは認められない。

加えて、本件映像部分における場面1(1)ないし(4)は、上記出演順序の1番目、11番目、2番目、13番目に、場面2(1)ないし(6)は上記出演順序の1番目、2番目、11番目、1番目、14番目、13番目に各対応していることが認められるのであって、本件映像部分は、本件ファッションショーの映像を順不同に流したものであることが認められる。

そうすると、仮に上記出演順序に創作性が認められるとしても、本件映像部分において、上記創作性を感得できる態様で公衆送信が行われているものとは認められない。

(イ) 背景映像について

原告らは、本件ファッションショーの背景映像は、「City」や「Resort」を印象付けるものとして、モデルや衣装に合わせて場面毎に選択されたものであり、本件映像部分のうち、場面1(3)（別紙映像目録添付写真⑤）に甲21号証の写真21が、場面1(4)及び2(6)（同目録添付写真⑦、⑧、〈23〉、〈24〉）に甲21号証の写真54が、場面2(2)（同目録添付写真⑬）に甲21号証の写真32がはっきりと映っている旨主張する。

しかし、場面1(3)（別紙映像目録添付写真⑤）における背景映像は、甲21号証の写真21とは明らかに異なるものであり、上記場面に同写真が映っているものとは認められない。

また、確かに、証拠（甲1）によれば、場面1(3)及び場面2(2)（同目録添付写真⑬）には甲21号証の番号32の写真が、場面1(4)及び2(6)（同目録添付写真⑦、⑧、〈23〉、〈24〉）には甲21号証の写真54が映っていることがうかがわれる。

しかし、上記各場面においても、背景映像はややぼやけて映っている上、背景映像がスクリーン上で左から右に流れるように動いて映されているものであることから、上記背景映像が、甲21号証の写真32及び54と同一であるか否かも判然としない。加えて、本件映像部分において、背景映像が映る時間はそれぞれ数秒程度と極めて短いものであることから、上記映像の具体的内容を看取することは困難であるというべきである。

そうすると、本件映像部分において、背景映像に係る創作的表現を感得できる態様で公衆送信が行われているものとは認めることができない。

(3) 小括

以上によれば、本件ファッションショーのうち、本件映像部分に表れた点に著作物性は認められず、又は本件映像部分において、その創作的表現を感得できる態様で公衆送信が行われているものと認められないから、本件映像部分を放送することが、原告会社の著作権（公衆送信権・著作権法23条1項）又は

原告Aの著作権者人格権（氏名表示権・同法19条1項）を侵害するものとは認められない。

(4) 放送権（著作権法92条1項），実演家としての氏名表示権（同法90条の2第1項）侵害の成否

ア 放送権及び実演家としての氏名表示権侵害が認められるためには、「その実演」を放送し、又は公衆に提供・提示する場合であることを要するところ（著作権法92条1項，90条の2第1項）、「実演」とは、「著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること（これらに類する行為で、著作物を演じないが芸能的な性質を有するものを含む。）」をいうものとされる（同法2条1項3号）。

イ 原告らの主張する「実演」の内容は明確ではないが、モデルの動作、ポーズ等が実演に当たると主張するものであるとすれば、上記動作等が著作物に当たらないことは前記(2)ウのとおりであるから、モデルが上記動作やポーズを取ることは、「著作物を…演ずる」ことに当たらず、「実演」には当たらない。

また、原告らが、本件ファッションショーを「実演」として主張するものであるとしても、原告らは、本件ファッションショーが「シティとリゾートのパーティースタイル（都会的な女性のドレスアップコーディネートとリゾートラグジュアリーパーティースタイル）」をコンセプトとするものであること、安価なブランドを用いて高級感を演出したものであること等を主張するのみで、本件ファッションショーが「実演」に当たる理由につき、前記第3の1の「原告らの主張」(1)イの①ないし⑦の点が著作物に当たること以外に具体的主張をするものではない。そして、本件ファッションショーのうち、上記①ないし⑦の点に、背景写真を除いていずれも著作物性が認められないことは前記(2)でみたとおりである。また、背景写真に著作物性が認められるとしても、その展示が「著作物を…演ずる」ことに当たるものではない。したがって、これらの点により、本件ファッションショーが「著作物を…演ずる」ものに当たるものとは認められない。

ウ 本件ファッションショーの、本件映像部分に表れている部分以外の具体的内容については明らかではなく、本件各証拠及び弁論の全趣旨を総合しても、本件ファッションショーが「これらに類する行為で、著作物を演じないが芸能的な性質を有するもの」に当たるものとは認められない。

エ 以上によれば、本件ファッションショーの一部である本件映像部分を放送することが、「その実演」を公衆に提供し、又は放送する場合に当たるものとは認められないから、本件映像部分の放送が、原告会社の放送権又は原告Aの実演家としての氏名表示権を侵害するものとは認められない。

結 論

したがって、原告らの被告らに対する請求をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 本件は、被告NHKが被告ワグの従業員を介して、原告らが開催した「ファッションショーの映像」の提供を受け、その一部である本件映像部分を、そのTV番組において放送したから、これによって原告会社の著作権（公衆送信権）と著作隣接権（放送権）、並びに原告Aの著作者と実演者としての人格権（氏名表示権）を侵害したと主張し、被告らに対し、著作権、著作隣接権、著作者人格権及び演奏家人格権の侵害の共同不法行為責任（被告ワグについては使用者責任）に基づく損害賠償として、原告会社には943万4790円、原告Aには110万円の連帯支払いを求めた事案である。

そこで、筆者がまず注目したのは、本件裁判事件に登場する2人の人物であり、1人は被告NHKの訴訟代理人になったのは元知財高裁判長の三村量一弁護士であり、もう1人は民事第29部の裁判長で、その後退職されて弁護士となられた大須賀滋氏である。

2. さて、第1審では「ファッションショー」という実演が、思想又は感情の創作的表現といえる著作物に値するものといえるかについて、当該作品等に思想又は感情が創作的に表現されているといえるためには、作成者の何らかの個性が表現されていることを要すると定義したのである。

まず①モデルである各出演者に施された化粧や髪形のスタイリングについては、いずれも一般的なものであり、作成者の個性が創作的に表現されているものとは認め難いと認定した。したがって、これらの点には著作物性がなく、仮に著作物性が認められる点があるとしても、これが本件映像部分において公衆送信されているものとは認められないと認定したのである。

次に②モデルが着用する衣服の選択と相互のコーディネート、③装着させるアクセサリーの選択と相互のコーディネートについては、特殊な又は特徴的な点を認めることができず、創作性は認められないから、表現性は認められないと認定した。

また、④舞台上の一定の一で決めるポーズの振り付けや⑤舞台上の一定の一で衣服を脱ぐ動作の振り付けについては、いずれも著作物性は認められないと認定した。

また⑥化粧、衣服、アクセサリー、ポーズと動作のコーディネートについては、これらの各要素が組み合わされることにより、作成者の個性の表出というような新たな印象が生み出されているものとは認められないから、著作物性は認められないと認定した。

さらに⑦モデルの出演順序と背景に流される映像については、思想又は感情の創作的表現は認められないと認定した。

そして、仮に出演順序に創作性が認められるとしても、本件映像部分においては、創作性を感得できる態様で公衆送信が行われているものとは認められない、

と認定したのである。

また、背景映像は、映る時間がそれぞれ数秒でまとめても短いから、映像の具体的内容を看取することは困難であり、本件映像部分が背景映像に係る創作性表現を感得できる態様で公衆送信が行われているものとは認められない、と認定したのである。

そうすると、裁判所としては、本件ファッションショーのうち、本件映像部分の表出された点には著作物性は認められないし、また本件映像部分において、その創作的表現を感得できる態様で公衆送信が行われているものとは認められないから、本件映像部分を放送することは、原告会社の著作権又は原告Aの著作者人格権を侵害するものとは認められない、と認定したのである。

3. 最後に、放送権と実演者としての氏名表示権の侵害成否について裁判所は、次のように判断したのである。即ち、モデルの動作、ポーズ等は実演に当たらないと認定し、本件ファッションショーは芸術的な性質を有するものには該当しないと認定したのである。そうすると「その実演」を公衆に提供し又は放送する場合に当たるとは認められないから、本件映像部分の放送が原告会社の放送権又は原告Aの実演家としての氏名表示権を侵害するとは認められない、と認定したのである。

4. 筆者は、本件ファッションショーの実演をNHKのTVで見えていないから事実関係を的確に把握できないが、この判決は、初めに結論ありきで推論で進められているような気がするのである。

その意味では非常に困難な著作権侵害事件の裁判ではあったが、無難に解決されたといえるのである。

5. これに対して、第二審判決は、本訴からやや外れた「応用美術」問題に議論が発展したことから、この点で注目される判決となったのである。

[牛木 理一]

(別紙)

〔映像目録〕

平成21年6月12日午後7時30分開始同55分終了のテレビ番組「特報首都圏」において放送された、下記1及び2の映像部分（なお、時刻表示は、甲1号証を再生した際に表示される経過時刻表示を示す。）。

記

1 00:57～01:07の部分

- (1) 00:57～00:58 (I l l i n e 1 着目) 添付写真①及び②
- (2) 00:59～01:00 (A n n a 2 着目) 添付写真③及び④
- (3) 01:01～01:03 (A n n a 1 着目) 添付写真⑤及び⑥
- (4) 01:04～01:07 (I z a b e l l a 2 着目) 添付写真⑦及び⑧

2 04:25～04:56の部分

- (1) 04:24～04:28 (I l l i n e 1 着目) 添付写真⑨～⑪
- (2) 04:29～04:33 (A n n a 1 着目) 添付写真⑫及び⑬
- (3) 04:34～04:35 (A n n a 2 着目) 添付写真⑭及び⑮
- (4) 04:36～04:40 (I l l i n e 1 着目) 添付写真⑯及び⑰
- (5) 04:41～04:49 (T a m r a 2 着目) 添付写真⑱～⑳
- (6) 04:50～04:56 (I z a b e l l a 2 着目) 添付写真㉑～㉒